

平成 28 年 6 月

江南市議会建設産業委員会会議録

6 月 22 日

江南市議会建設産業委員会会議録

平成28年6月22日〔水曜日〕午前9時30分開議

議 題

議案第60号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

生活産業部

の所管に属する歳出

第2条 地方債の補正

年度調査事項等について

行政視察調査日程について

行政視察の調査先及び調査項目について

今年度の当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（7名）

委員長 稲山明敏君

副委員長 尾関昭君

委員 東義喜君

委員 古田みちよ君

委員 福田三千男君

委員 牧野圭佑君

委員 藤岡和俊君

欠席委員（0名）

委員外議員（5名）

議員 鈴木貢君

議員 掛布まち子君

議員 伊藤吉弘君

議員 幅章郎君

議員 古池勝英君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 栗本浩一君

議事課長 高田裕子君

主査 長谷川崇君

主事 徳永真明君

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
生活産業部長	武田篤司君
都市整備部長	鈴木慎也君
水道部長兼水道事業水道部長	鵜飼俊彦君
広域ごみ処理施設建設対策室長	平野勝庸君
広域ごみ処理施設建設対策室主幹	菱川秀之君
まちづくり課長	野田憲一君
まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長	
	堀尾道正君
まちづくり課主幹	米田直人君
まちづくり課副主幹	川瀬正士君
まちづくり課副主幹	影山壮司君
まちづくり課副主幹	小池浩司君
土木課長	馬場智紀君
土木課主幹	伊藤達也君
土木課副主幹	吉本晴永君
土木課副主幹	酒匂智宏君

午前9時28分 開 会

○委員長　それでは、定刻前でありますけれど、ただいまから建設産業委員会を開催いたします。

本日は、早朝よりお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。6月も中旬に入りまして、ようやく梅雨らしくなってきました。非常に蒸し蒸しとして、すかっと、すきっとしない毎日が続いておりますけれど、本日の質疑に対しましては、いろいろと御質問などしていただきまして、頭の中をすかっとさせていたいただきたいと思っております。

それでは、当局から挨拶をお願いいたします。

○市長　おはようございます。

去る6月9日に6月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第60号　平成28年度江南市一般会計補正予算（第2号）について審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時29分 休 憩

午前9時37分 開 議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔・明瞭をお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いを申し上げます。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、

委員会は委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されております。円滑な議事運営とするため、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上、必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、御協力いただきますようお願いを申し上げます。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構です。

それでは、審査に入ります。

議案第60号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

生活産業部

の所管に属する歳出

第2条 地方債の補正

○委員長 最初に、議案第60号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第2号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち都市整備部の所管に属する歳入歳出、生活産業部の所管に属する歳出、第2条 地方債の補正を議題といたします。

なお、審査の方法ですが、歳入歳出一括で、各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、生活産業部広域ごみ処理施設建設対策室について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○広域ごみ処理施設建設対策室長 それでは、議案第60号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第2号）のうち、広域ごみ処理施設建設対策室所管の補正予算について御説明させていただきます。

議案書の61ページ、62ページをお願いいたします。

最上段の4款2項2目広域ごみ処理施設建設対策費の地域対策事業で48万円の補正をお願いするものでございます。

なお、補正予算説明資料10ページのほうに位置図を掲げておりますので、御参照をお願いいたします。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○古田委員　議場でも大分質問があったので、大体理解はしていますが、もう一度簡単に、この3つの畑と宅地と山林の3筆を選ばれた理由、目的だけお話ししていただきたいと思います。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　平成25年2月の第1小ブロック会議の江南市が提案した中般若地区建設候補地については、江南市が責任を持って速やかに地元及び地権者の同意を得るものとするとの合意事項がございました。

この3月25日の第1小ブロック会議におきまして、建設地が江南市の中般若町北浦地内に決定しております。

そうしたことを踏まえまして、事業を進めるということになり、このたび対策室のほうで、地権者同意の取得を目的といたしまして、地権者の同意を取得するためには、土地の価格について標準的な価格を参考的にお示ししなければ、なかなか地権者の同意が得られないということで、このたび宅地、そして畑、山林、各1筆、計3筆の鑑定手数料をお願いしたところでございます。よろしくお願いいたします。

○福田委員　今の平野さんの説明で大体わかりましたけれども、今までにこのエリアでそういった土地鑑定をしたことはあるかどうか。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　平成25年度の5月に、実は宮田用水の工事の関係で鑑定がとられております。この鑑定というのは、通常、土地の価格というのは毎年価格を調査するのが本来のところでございますが、最大3年、この鑑定が使えるということをお伺いしており、使えますけれども、平成25年5月にとっておりますことから、この有効期間が過ぎておるということで、これは使えないということで、改めて今回、補正のほうをお願いしております。

○福田委員　その宮田用水のときも山林と農地と宅地、3カ所の鑑定をやったかどうか。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　宅地に関してはございませんが、畑に関してとられておるということをつかんでおりますが。

○牧野委員　宮田用水の価格というのは3年前に出ているわけですが、それを改めて取り直すと。ですけど、位置図で見ますと、これは畑も宅地も山林もあっていいんですけど、平成25年5月の金額というのはかなり近い近似値で、これは予想ですけど、出るんじゃないかと思うんですが、それはいいんです。

私が聞きたいのは、今回の関連質問になりますが、部長答弁で、前は3.5ヘクタールぐらいを用地にという話でしたが、僕の聞き間違いでなければ、今回のごみ焼却場の用地は3ヘクタールとたしか発言をされているんですが、何かそれは聞き間違いでしょうか。それとも3ヘクタールぐらいとおっしゃったのか、ちょっと関連で聞きたいんですけど。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　従来より、2市2町の第1小ブロック会議では、焼却施設のエリアの面積といたしまして、3ヘクタール程度の敷地を2市2町が出し合ったという流れがございます。

それに対しまして、こちらの北浦地内というのは、堤防と堤防に挟まれたところで、どうしてもアクセスに対して、搬入道路を検討する必要があるだとか、やはり不整形だということもございまして、江南市といたしまして、3.4ヘクタールという面積をこれまで地元説明会だとか第1小ブロックのほうにお示しをしまいったという経緯がございます。

こうしたことも踏まえまして、大きく今、牧野委員さんが3ヘクタールと3.5ヘクタールとおっしゃられましたけれども、2つの数字がこれまで出ているところでございます。

○牧野委員　以前、カラーつきでいろんな資料をいただいでいて、ひし形とか、矢じりのような土地の図面で、合計面積と291筆で地権者が何名というデータをもっているんですが、この3ヘクタール程度の本当は使うべき位置も、大体の言葉というのか、線というのか、図面をいただいでいるんですが、今回この291筆、地権者の数も一応出ておりますが、その筆ごとに

地権者が誰かということは当然もうわかってみえると思うんですが、その確認ですが。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　法務局のほうで、登記簿は取り寄せておりますものですから、筆ごとの地権者というのは把握しております。

○牧野委員　それで、同一地権者が例えば2筆、3筆、10筆とか持っていらっしゃるって、その方が、これから確認ですけど、本当につくりたい、アクセスのよくて、立地のいい場所に、例えばAさんが1筆持っている。そのAさんは、必要でないほかの、この矢じりの右端先端だとか、左端のほうだとか、そういった広域にわたって分布されている例というのはどれぐらいあるんですか。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　このたび地権者の個別訪問を実施いたしましたして、地権者の意向を確認したところでございます。まだ、これは継続して、今後も行っていけますけれども、実は以前、中心付近で、建設地というか、候補地の位置をお示ししたことがございますけれども、それに関しましては、地権者の意向等を踏まえずに行政の思いとして、ここらあたりがいいんじゃないかということで御提示をさせていただきました。

ところが、どうもこのたび地権者の意向を確認したところ、以前お示したところをそのまま使えるかということ、その辺も含めて意向だとか、また相続が困難なところだとか、上に建築物があるだとか、その辺のリスクを踏まえて、改めて敷地を第1小ブロック会議のほうで決定していただくということを考えております関係上、現在、敷地というのが未確定なものですから、そのエリアに入って、さらによそのところにお持ちになるかどうかということの調査は現時点ではしておりませんので、よろしく願いいたします。

そういった中で、やはり地権者の方によっては、いろんなところに土地をお持ちの方が複数名お見えになりますことから、どこに新ごみ処理施設の敷地をとっても、少なからず内外に敷地がまたがるようなことは出てくるのではないかと、こんなことは考えております。

○牧野委員　原則論で言いまして、道路拡幅の場合でも、例えばAさんが道路にひっかかっている土地を持っている。全く道路にひっかかっていない土地を持っていた場合に、私は道路にひっかかっていない部分を買ってくれ

なきゃ道路の部分は売らないよなんてことが、例があるんですかね。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　　ありますということでお願いします。

○牧野委員　　ちょっと具体的に教えてほしいんですが。何年のどこら辺だとか。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　　道路の関係でということですよ。

○牧野委員　　例えば道路で。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　　ちょっと……。

○牧野委員　　各個でいいです。じゃあ、調べておいて、それは。僕は知りたいの。

その場合、必要部分以外を買った場合は、どんな理由で買ったかもちょっと知りたいもんですから、ぜひ調べてもらいたいと思います。

○委員長　　ほかにありますか。

○東委員　　要は、今回の江南市が予算化をしたということで始まったわけですが、根拠には、平成25年2月のブロック会議で、江南市が責任を持って地権者、あるいは地元の同意を得ていくんだということが出発になって、地元同意はまだ道半ばと言っては失礼ですけど、道半ばですけど、扶桑側を含めますとね。それはそれで置いたまま、今度は地権者の同意に作業は入ったわけであります。

この間、2回、大口とそれから江南で2カ所説明会が開かれて、資料が提示されまして、用地補償の第8章、最後のほうで用地補償をあらましというのが、こういうやつが実際に配られて、我々はもらっておるわけでありますけど、その裏には取り組み内容ということで、上の部分は江南市が実施する分ということで、地権者への説明と同意の取得というのをずうっと続けてやっていくということがあって、今後の取り組みの内容のもう1つがあって、後段に、これは第1小ブロック会議（一部事務組合）が実施するとなっておるんですけど、ただその下に、地権者同意の取得というのは、また括弧書きで江南市が実施となっておる説明書なんですけど、全くよくわからない説明書なんですけど。

それで、用地測量の実施というのが、この後段で、地権者の方々に境界立ち会いをお願いして土地境界を確認し、実質面積を測量すると。これは当然、

土地を取得していく場合の必要なことでもありますよね。

2つ目に土地価格の算定というのがありまして、不動産鑑定士に依頼して土地の価格を算定すると。ここで、注意書きで土地の価格をこの段階で決定だというふうに書いてありまして、その後、物件調査の実施というのが出てくるわけではありますが、それはいろんな建物補償などの関係が出てくるということでの流れが書いてあるんですけど。

それで、その前へ戻って、一番大まかな用地補償のあらましの今後の流れで、土地価格の算定というのは第1小ブロック会議、もしくは一部事務組合が実施をするというふうになっておられるわけでありまして、その以前に大体のエリアを決めるための作業が今進められておるとのことなんでもありますけど、一番難しいなとか、よくわからないのは、地権者の方が同意をするという場合ですね。

先ほどの平野さんの説明だと、要は今回の鑑定は標準的な価格を出して、それを参考にして地権者の方にお話ができるためのデータを出すというようなことで、あくまでも参考的なものだという。それで大体目安といたしましうか、このぐらいのここは、こういう標準的な正式な鑑定をするとこういう価格ですよと、それでやるという話で、それをやって同意をとっていくという話なんですけど、よくわからないのは、その場合の同意というのは、じゃあAさん、Bさんがおって、その価格で同意するのか、標準的な数字はこのぐらいだけど、だから建設地として提供しますことを同意するというような趣旨に受け取れますよね、その話の中身からいくとですよ。あくまでも標準的な参考値だと、そういう形で同意をとっていくんだということですから。

先ほど福田さんから、宮田のときにも一度評価額を鑑定しておるという話がありましたし、一定のデータはあるんですよ。そういうことをやりつつ、かつ、それは3年が経過してしまっておるので改めてやるんですけどということ。

ただ、その場合に住民の側に立ってみると、標準的な参考値だけを提示されて、それで同意できるというものなのかどうかというのが私はよくわからないんですけど、その辺はどういう判断をされるんですかね。

○広域ごみ処理施設建設対策室長 今回、個別訪問で全86名の地権者の方に

当たっております。

その中で、価格のお話をされた方は8名ございました。今回については口頭でのやりとりで、この事業に対する意向をお伺いしたものですけれども、今、東委員さんがおっしゃられましたように、実際に書面で同意書をいただくということになれば、この8名で実際には済まないんじゃないかということを考えております。

そういった中で、やはり地権者の方にとっては価格というのは最大の関心事かなあと思いますものですから、このたび鑑定のほうをとらせていただくと。そういった中で、3筆で、標準的な数字ではございますけれども、こちらのほうを参考価格として提示をさせていただいて、御協力をいただこうと考えております。

ただ、そういった中で、同意書の中では金額のお約束をした上で同意書もらうということは考えておりませんものですから、あくまで事業に対する御協力がいただけるかどうかというところで同意書を取得するつもりでおります。

したがって、実際の契約ということは新一部事務組合のほうでこの先行ってまいることとなりますけれども、このたび同意を得たから必ず契約しろというようなことは言えないかと考えております。とはいえども、最大限御協力をいただくように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○東委員　　よろしくお願したいと思っております。

一般的に、公共用の施設をつくるわけでありますので、我々が拙い経験で話をすることなんですけど、一般的に土地を購入しましょう、工事もやりましょうということを進めるとなると、普通は、先ほど契約という話が出ましたけど、本当は土地の買収という形の契約が成立していないと私は工事に移れないという気がするんですけど。

それで、現在江南市だけでやろうとしていることは、私は二重の意味で大変な余分な仕事をやらざるを得ないと。結果的には確約できない内容のことに労力を割かざるを得ないような内容じゃないかと思っておるんですよ。皆さん、大変努力をしてみえますから、これについては本当に御苦労だなあ

という気がするんですけど、せっかくのその努力が本当に報われるのかという気がするわけでありまして。

私が前々から思っておったことは、本会議場でも言ってきましたけど、この段になって、依然として地権者の同意まで江南市がとりますということに縛られずに、だってこれは事業主体は第1小ブロックか、もしくは正式には多分、一部事務組合だと思いますけど、そこが正式な事業主体ですよ、この建設をしていくためには。先ほど平野さんがおっしゃったように、契約書は多分、一部事務組合との間で結ばれるでしょうと。その点、そうなれば当然、価格も決まるでしょうしね。

まず、その価格の問題で、今は標準的なことが示されて、先ほど86名の地権者の中で価格の話が出たのは8名だけですよという話でありました。あと80名弱の方たちは、一切価格の話をしていないと。そういう状況で、どうして江南だけで、ここでエリアが決められるとか、参考に出すだけという話ですけど、どうして建設地であるということが同意がとれたと言えるかどうかというのは、私はよく判断がつかないんですけどね、そんな状態の中ですよ。だから、事業主体でも何でもない江南市が、価格も決めていないよ、相手が同意しましたから、はいどうぞと言って、本当に仕事が進んでいくんでしょうかね。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　今回、回っていた中で地権者の方から言われた言葉なんですけれども、今現在使っていない、放置している土地だから、ぜひ使ってほしいだとか、あとは新ごみ処理施設というのは必ず必要な施設だと、だから協力したいだとか、そういった積極的なお話もたくさんいただいております。そういった中で、事業への協力というのはいただけるんじゃないかなあと、そういったこともまた考えております。

また、なぜ今、江南市がというお話が、二度手間じゃないかというようなお話をいただきましたけれども、地権者の方には、当然中般若だとか草井だとか、地元の地権者の方に対しては、これまで何度か説明会などを開催して、事業の説明をしてまいったところではございますけれども、地権者の方の中には市外にお住まいの方も見えます。こういった地元以外の地権者の方に関しては、この事業を進めているということがこれまでなかなか伝わり切って

いないということがございます。こういったことから、地権者の方に当たる必要というのはあると思いますし、また実際、用地を購入するのはまだまだ数年先になりますけれども、この間に地権者の皆様に御理解をいただく事業を進めるということは、これは必要な事業ではないかと、このように考えております。

○東委員　少なくとも建設地として、ブロック会議が決めた以上、当然それに向けて進んでみえるわけだから、それは当然のこととして、今もお話がありましたように、確かに説明会で配られた今後の流れでいけば、契約の締結というのは本当に最後のほうです。建物移転の補償や土地の引き渡しも本当に最後のほう、この絵を見る限り、相当先になるでしょうという話でありました。

だから、何度も言うのはそういうことなんですけどね。実質やるのは、だから事業主体である、少なくともブロック会議か、もしくは一部事務組合じゃないかということなんです。そこが主体になってやったほうが、相手に対しても信頼も置けますしね。

例えば、今たまたま事業が必要だから協力しましょうとか、それは当然のことです。それから今のように、とりあえず標準値はお聞かせただいてもいいですねということもいいですよ、それはやるべきことだと。

○牧野委員　東さん、そもそも論だからさ。今ここでやっても……。

○東委員　そんなに長くなりませんけどね。

そういうことをせつかくやるんだからということですよ。それは必要なことなんです、やらざるを得ないんだから。そんなことは、土地を求めようと思えば当然やらざるを得ないことですよ、全てやらざるを得ない。余分なことではないはずですよ。

そういう点でいくと、やるのは本来なら、そのブロック会議なり一部事務組合で、ただし、根拠に平成25年の2月に江南市が表明しましたからというのが一番最大の根拠になっておるんだけど、そこは首長同士の約束事だものだから、江南市が折れて、ああやって表明したけど、実際事業を進めていく上では、本来なら、例えば地権者に対する説明だって、責任を持てるのはブロック会議であり、あるいは一部事務組合なんだから、そこの立場で事業を

進めたいというふうに本来なら方針を変えるべきだと思っておるんです。それが一番、私はスムーズに行く方法だと思う。

ただ、まだ残っていますよ。小淵のこともあるし、また一言出てくるとすれば、地権者の同意をとろうと思うと、今度はさまざまな、これはまさかあそこまで出ると思わなただけど、草井でやった地元の説明会でさえも、条件つき賛成というのを我々は出しておるよという人が出ましたね、声が。ある条件が満たされれば賛成だという声も地元からも出てくるわけですよ。そういうことに責任を持って答えようと思うと、これは江南だけでやれないんですよ。

だから、何度も言ってきたように、もうそんなことはやめて、そんな皆さんが苦勞されるのは。当然、今言ったように、これまで長い間、地元の説明をしてきましたし、つき合ってきたから、当然皆さんの役割は大きいと思います、江南市の職員の方たちは。でも、事業主体の責任を本来は一部事務組合か、せめてブロック会議に移した形で事業を進めないと、責任を持って相手側に対して何もできないと思いますよ。条件が出されたら困っちゃうがね。我々はこういう条件を出してきましたと。この前の説明会では、それはちゃんとブロック会議に伝えますと。そういうことじゃないですか。じゃあ、それでまたやるのかということになるでしょう、結果的には。だから、あっさりと割り切って、我々は別に、まだ小淵の状況があの状態だから、進めるのはまだもうちょっと考えるべきだとは思っていますけど、でも一旦決めて、進めるのであれば、本来そういう方式をとらないとと思いますよ。そうでないと続かないと思うんですよ、これは。

○委員長　それでは、暫時休憩します。

午前10時06分　　休　憩

午前10時07分　　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○古田委員　先ほど、この畑と宅地と山林の3つの地域についてですけども、地権者は市外の人とか市内の人とかあると思うんですけど、今のところは市内の方ばかりでしょうか。土地については聞いてもいいんでしょう。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　畑と宅地に関しましては市内の方でござ

います。あと山林につきましては、ごめんなさい、共有名義になっておりますが、こちらのほうも1名の方は市内の方です。

○古田委員　ほかの方は市外。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　1名の方は市外です。

○古田委員　共有名義だと、またちょっと手間がかかるとは思いますが、とりあえずしっかりやっていただいて。

先ほど東委員からも要望がありましたように、委員会としても、また各派でもこんな話は出ていましたので、そういうことを受けとめていただいて、よろしくをお願いします。以上です。

○福田委員　今、休憩のときに委員長がおっしゃったように、この審査というのは、この鑑定の48万円ということだから、これに対してやっていけばいいんだけど、僕はさっき言いましたように、本来ならば宮田導水路のときにやってあるから、もういいかなあとと思ったんだけど、3年前ということだから、一遍やるべきだという形で今回は補正予算として出してきたと。このことに対しては賛成です。

○東委員　この図面でいくと、もともとこのエリアというのが堤防の関係もあって河川保全区域というのがありますが、この場所からいくと、例えば河川保全区域のエリアの入ってしまうのは、この山林ぐらいですかね。どの辺が入るのかな。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　そうですね。今、東委員さんがおっしゃられましたとおり、山林の部分は河川保全区域に入っておりますけれども、畑と宅地に関しては河川保全区域から外れております。

○東委員　宅地は想像がつくんですよね、多分外れるんだろうなと思っていましたけど。それで、その標準的価格を出す場合、山林の場合は河川保全区域に入るとなると、例えば河川保全区域としての評価になってしまうとなると、同じ山林はほかにもいっぱいあるわけですけど、そうなるともた比較がちょっと変わってくるような気もするんですけど、そういう心配はないんでしょうか。河川保全区域だと評価が変わるとか、そういうことはないんですかね。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　東委員さんがおっしゃられますように、

法規制というのは鑑定の価格に当然考慮されるものと考えております。

○東委員　　そうすると、本来、標準的な価格を求めるというんだったら、それはそれでもあってもいいかもわかりませんが、河川保全区域に当たる部分はそうだとか、そうでないところももう一回とるとか。でも、本来はもっと標準的というんだったら、そんなはっきり法規制がかかることがわかっておるところを選ばずに、本当に標準的だというデータを出すのであれば、そういうことも考えたほうがよかったんじゃないですか。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　　標準的というところの位置づけで、今、地目図を私も見ておるんですけれども、河川保全区域に当たる山林と当たらない部分と比較をいたしますと、半々程度かなというふうに思っておりますので、標準の捉え方ですけれども、当たるところが半分あるということで、これもまた標準かなということで考えております。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備部土木課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長　　土木課の所管について説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の61ページ、62ページの中段をお願いいたします。

8款2項1目道路橋りょう費の道路台帳整備事業、橋りょう長寿命化事業、宮田導水路周辺整備事業、はねていただきまして、63ページ、64ページの上段の道路維持管理事業について、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、その下段をお願いいたします。

8款3項1目河川費の河川維持管理事業について増額補正をお願いするものでございます。

なお、これらにつきましては新労務単価への対応のために補正するものでございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○東委員 前も議論がある話なんですけど、一般的に契約者側の公共のほうと請け負う側の事業者との関係で、これは労務単価は変わってくるじゃないですかね、例えば。労務単価の変更ですから、そこで働く労働者の皆さんへの単価の引き上げが必要だということで、これは予算をつけて、上げるわけなんですけど、実際に行政サイド側は、労務単価は一応は引き上げはすると。じゃあ、肝心の請負業者がどうするかというところは、江南市はどこまで責任を負えるんですか。

○土木課長 賃金に反映されているのかは、発注者である市が確認することは正直言ってできかねるところではないかと思います。

ただし、今回のような労務単価の改定の背景につきましては、各業者に関しまして、国及び県よりその都度通達がなされておりますので、周知徹底がなされておるものと考えております。

○東委員 大分以前に、契約の段階で、例えばそれはレベルによりますよね、その請負業者の基準にもよるんだったかな、きちっとした請負台帳みたいなものを備えつけて、例えば労働者の状況とかを把握するというのは、契約の部分でそういうのがあるというふうに前に確認したことがあるんですけど、実際には事業者が、あるいは労働者、あるいは下請に対する労務単価、あるいはどのように事業内容を発注しておるかというところは、皆さんは発注するだけのこと、発注の側ですけど、ちょっと違う部署だからいかなかな。契約の部署では、その分野や皆さんはわからないですね。いいですわ。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員 ちょっと基本的なことで、労務単価のことと関連して、知らないで聞きたいんですが、最初の道路台帳等加除委託事業で1,900万円は、補正前は1,800万円と1,900万円へ上がると、労務単価だと。これっていつごろから整備して、いつ終わって、毎年更新もされていくんだけど、これって何かコンピューター上でずうっと落とし込んでいくというものなんですか。ちょっとこれは基本的なことを説明してもらいたいんですが、この道路台帳等加除委託事業について。

○土木課長 道路台帳等加除委託事業につきましては、前年度、道路状況に

変化があったものを全て新しく更新していくということで、当然データ化して管理しておるものでございます。

○牧野委員　これは1,900万円になったというのは単年度のこと、金額、予算というのか。

○土木課長　1年間の更新に係る費用ということでございます。

○牧野委員　ということは、やっぱりこの道路台帳を整備すると毎年これぐらいの金がかかるということですね。

○土木課長　そのとおりでございます。

○牧野委員　この「等」というのは、何か下水とか、水道とか、電気とか、何かいろんなことも全部含んで、データが入っているということを含めて、道路等ですかね。

○土木課長　そのとおりでございます。地下埋設物についての加除も行っております。

○牧野委員　わかりました。

○尾関（昭）委員　そもそも論でごめんなさいなんですけど、新労務単価というのは国が決めますよね。それを市が従う義務があるんですかね、根本的に。

○土木課長　今回の労務単価の上昇につきましては、国が技能労働者の不足等に伴う労働市場の実務価格を適切、迅速に反映するために、公共事業労務費調査に基づきまして、前年度労務単価により上昇する回答を行ったものでございまして、江南市につきましても国の趣旨を鑑みまして、平成28年度の実施の公共工事事業について、新労務単価を適用することにしたものでございます。

基本的に単価等は、私どもは愛知県の歩掛に基づいてやっておりますので、県の歩掛が変わりますので、当然その新労務単価に従う形になるかと思いません。

○尾関（昭）委員　他市町で、この新労務単価に従わないということはあり得るんですか。

○土木課長　ございません。

○尾関（昭）委員　わかりました。

○藤岡委員 新労務単価は、あくまで工事全体のどのぐらいに係るのかというのを計算するために導入しているというような話が、たしか本会議であったと思うんですけど、実際に新労務単価分の賃金が労働者本人に行っているかどうかはわからないという。

これはあくまで予算を確保するための計算上の数字であって、実際にこの工事を発注して、工事をしたら、実際にその金額そのものが支払われるわけではないということでしょうかね。

○土木課長 今回の補正予算の計上につきましては、労務単価が上昇したことによりまして、当初予算より不足するということの対応のために計上させていただいておるものでございます。

○藤岡委員 ということは、この金額が実際にこれで決まるとこの金額が業者に行くということなんですか。

○土木課長 当然、入札行為でございますので、その落札金額が支払われるということになります。

○委員長 ほかによろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いてまちづくり課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○まちづくり課長 それでは、まちづくり課所管の一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

議案書の47ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正に雨水対策施設整備事業、道路改良事業、鉄道高架化整備事業、布袋駅エスカレーター整備事業を掲げております。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

ページをはねていただきまして、51ページ、52ページ中段の13款4項4目4節都市計画費交付金でございます。

ページをまたはねていただきまして、53ページ、54ページの20款1項2目2節都市計画債でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

ページをはねていただきまして、65ページ、66ページ上段の8款4項1目市街地整備費は67ページ、68ページの上段まででございます。その下に67ページ、68ページの中段の8款4項2目公園緑地費でございます。

内容につきましては、それぞれ右側説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、補正予算説明資料の11ページに位置図を掲げております。

補足として説明はございません。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○東委員　本会議でも、全体の交付金の減少と、それにかわって地方債で対応するということなどの話は出ましたわけですけど、先にまずこの上段の部分の布袋駅東地区の事業の関係で、ここはもう予算は単純に財源更正なものですから、こんなことを言うとちょっとまことに申しわけありませんね、そもそも論、そもそも何か。事業の内容を今ごろ聞いておってはいかんけど、何だと言われそうですけど、これは財源の更正だけですけど。

ここで、このときに議論の中で、ここにはもともと排水設備計画も検討しておったわけですけど、今回交付金がカットされたけど、全体の中ではそこは先送りに、ちょっと来年以降でもいいからという形で、あえてどの部分が減ったという質問のときには、その部分が減少ですよ。それは先送りでもいいからというふうに聞こえたんですけど、よかったですか、それで。本会議でそういうような議論がありましたかね。そういうふうには部長さんはおっしゃった。

○まちづくり課長　交通結節点整備事業につきましては、社会資本整備総合交付金の中の都市再生整備計画事業に位置づけてやっております、交付金が減ったことは確かなんですけども、事業を中断することなく、そのまま進めてまいりますということでお答えしたんですが、よろしいでしょうか。

○東委員　私の聞き違いなら申しわけないんだけど、あのときの本会議では、もちろん事業は別に中断しませんよというのは前提になるわけですけど、今回あえて交付金が減って、当面地方債で賄ってやりますけど、交付金の減っ

たところで、あえて分けられるもの、何が減ったんだというような聞き方だったと思うんですよ。そのときには、排水設備の関係は減りましたというお話だったと思うんだけど、その確認だったんです。

○まちづくり課長　今回、国の交付金が減った部分については、排水路整備工事費のほうで対応しております。恐らく交通結節点整備事業につきましては、市道東部425号線、280号線の用地補償費だとか、物件調査委託料を含んでおりますので、今回交付金のいわゆる減額に伴って対応したのは排水路整備工事ということなんですが、この都市再生整備計画事業の交付金につきましては、事業のゼロパーセントから100%まで国費を充てることができるんですから、次年度以降、今回もらえなかった事業につきましては、次年度以降も続く排水路整備工事費のほうで取り戻せるよう努力していきたいと思っております。

○東委員　それはそういうことで、ちょっと聞きたかったのは、財源更正とは関係ない話で申しわけないんだけど、今の道路計画は280号だとか、425号があるわけですけど、この東側はね。それにあと駅前広場もあるわけですけど、地域要求があって、今の排水設備の改善もということもあって、盛り込んでやっていますよね、事業としてはね。

具体的に、駅東のエリアについて、今までの段階は当然、その部分は工事は一応計上してきておるわけですけど、関連事業のような形ですね。鉄高の一部としての工事なのか、都市整備全体の、布袋駅全体の周辺整備ということでの位置づけになっておると思いますけど、その中で、駅東のエリアについて、前からある、ほかの新たな事業。例えば、あの地域に別の施設をつかっていくだとか、そういうような計画というのは現時点ではまだ可能性はあるんでしょうか。ちょっと余り財源更正は関係ないけど。

○まちづくり課長　現段階の計画としましては、鉄道高架に関連しまして、愛知県が整備します布袋駅線ですね。あとは東西両方の駅前広場。東側に限っては、3本の新しい道路計画、市道東部439号線、280号線、420号線でありまして、そのほかは今の排水路整備工事以外、特に計画しているものはありません。

○牧野委員　基本の基本で、知らなくて聞きたいんですけど、駅東のいろん

な道路とか雨水とか、大体基本的な計画で、これぐらいの交付金がいただけるということで事業を最初に申請しているんだけど、今言った交付金というのはゼロから100%、上がったたり下がったりして、この5年間でまた取り戻したいと、そういう性格のものなのか。もう1回確認なんですけど、同じことなんですけど、最初に計画を出して、これぐらいの交付金で行こうということをやっているんだけど、ことしになったら減額が来た。だけど、あと残り数年のうちに何とかそれもいただきながらという性格のものというのは最初からわかっているというか、そういうものなんですかね。

- まちづくり課長 以前からこういうといいますか、都市再生整備計画事業につきましては交付金が一括で来るもんですから、各事業に充てるのは市の裁量ということで、そういった性格の事業であります。

ですから、来る場合と来なかった場合がありますので、来なかった分につきましては、次年度以降に取り戻せるよう要望していくということになります。

- 牧野委員 関係ないけど1つ。これだけはちょっと言っておかなきゃいかん。

布袋エスカレーターですけど、これは本当に10分の4出たというのはすごい努力されたと思って、これは質問じゃないですけど、ありがとうございます。これだけはどうしても言っておかないと、大変なことなので、やっぱりもう市を挙げて頑張っていたら、こういう結果が出たということは、減らされたら残念だけど、それはそれとして、これはこれとして、この5,232万円というのは大きいので、議会として、私個人としても本当によく頑張られたと敬意を表します。以上です。

- 福田委員 ちょっと確認の意味ですけれども、まちづくりの鉄道高架の総会が5月の末だったか、行われましたけど、そこに私も出席させていただいたんですが、総会の決算報告とか、その後に、今の進捗状況と今後の予定などを事務局が一宮土木事務所とまちづくり課のほうで説明されたんですが、その折に、名古屋方面は平成28年度中、平成29年の3月31日までに開通を目指してやるというようなことを言われたと思うんですけれども、そのときまでにエスカレーターの設置とか、それから駅舎はどのような形になるかとい

う。

これは当日、参加されていた役員の皆さん方がもう一遍確認してくれということを言われましたので、ちょっとその辺、確認の意味でお願いします。

- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 総会の際に説明させていただきましたとおり、市といたしまして、平成28年度中にエスカレーターも設置できるように名鉄に協議をしておりますが、今年度のエスカレーターの協定書はまだ至っておりませんので、早期に協定が結べるよう、引き続き頑張ってもらいたいと思っております。

駅舎につきましては、手戻りがない形として、平成28年度に高架になった部分に関しては駅舎としてそのまま利用ができる状況の形になっていくというふうに聞いております。

- 東委員 後段のほうですけど、ちょっと説明書の下のほうに、市道東部439号線の部分で、道路改良用地費が741.73平方メートル、今回補正がふえる分ですね。その下に補償費で補償物件が3件あるよという説明があって、説明資料に図面が出ていますよね、まちづくり課のね。11ページにまちづくり課の面があるんですけど、これには用地取得というのは囲みにしてある43.01平方メートルとしか表示がしてなくて、それから物件補償も2件としか書いていないんですけど、この説明図面はね。こちらのほうの備考欄はもうちょっと多いわけでありまして、これとの関係がよくわからなくて、どういうふうに理解をすればよかったのかなあというのがあるんですけど。説明資料ではこれだけしか書いていないんですけど。

- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 今御指摘いただきました説明資料につきましては、今回補正を上げさせていただいております追加の内容を記入させていただいております。予算書の備考に関しましては今年度行う全ての面積及び件数を上げさせていただいております。

- 東委員 そうすると、もともと当初では、今年度は439号線に関して言えば、この図面にある43.01を含めた741.73平方メートルがもともと用地費の予定という考え方ね。それで、補償も3件がもともとの予定。図面には2件だけですよと、書いてあるのはね。もともと当初のときに1件分と広い面積の分は出ていますよということで理解しておけばいいですよ。

そうすると、今回の補正の内容というのは、全体の中の補正という書き方ですよね。そうすると、例えば補正後でいくと、用地費だけでいくと253万4,000円ふえますよ。それから、物件補償でいくと375万4,000円ふえるわけですけれども、そうすると今回のこの中に含まれておる追加分というのは、11ページの用地取得費と物件補償の合計が約600万円ぐらいということで見ればいいということですね、理解としては。それでよろしいですね。

それで、ちょっと考え方で確認しておきたいのは、この11ページの図面で、物件補償は例の本会議で議論になりました郷倉の、この黒く塗ってあるじゃないですか、図面上ね。何か建物で2つぐらいあるような感じがするんですけど。それで、前に全体計画の図面をもらっておったときに、地図を見ると、今回の物件補償なり、用地取得の部分というのは、実際に道路のかかる部分というのは、ここに書いてあるような黒く塗ってある部分が全部がかかるわけではないような図面が前にあったわけでありまして、基本的にまず確認しておきたいのは、対象物件の郷倉の部分のどのぐらいの大きさが、全部ひっかかるわけじゃないでしょう。どのぐらいかかるんですか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　今回の郷倉の敷地面積の取得面積が約41.2%を今回対象とさせていただいております、残りの58.8%は残地として残る。この割合が41.2%と58.8%ということで、41.2%を今回の対象地としております。

○東委員　土地はですね。建物は。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　建物に関しましては、残地に機能回復が困難ということで、かかっているのはひさしなどがかかって、屋根などもおさまらなくなるということで、構外移転という移転方法を採用させていただいております。

○東委員　一般的に、今は少しでもかかれば補償を、少しでもと言ったら失礼ですけど、それに近くても、前に布袋の本町通り線であったんですけど、本当にひさしの前だけかかって、全部3階建てを建てかえた計画がありましたけど、今回もそのような補償で、建物の評価は何かあのとき本会議で、明治の建設だけど、評価をするとそれ相応の金額はするということでありました。

それで、今の金額との関係はどうなるのでしょうか。評価をしたときの金額と今の移転補償は建てかえ、利用ができないから全部移転補償をするよという判断ですということを行ったけど、その辺の判断というのは、明治に建てたような建物でも、例えば別の方法で移設ということが考えられる、やるために補償金を払うわけですけど、実際にはそれは基準どおりの金額ということになると、その辺のところは建物の価値も含めて計算すると幾らになるということになるのでしょうかね、その明治の建設の建物というのは。

この中に含まれるんですよね、これが全部ですよ。例えば、補償費が375万4,000円でしょう。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 済みません、まず先ほどの郷倉でございますが、ひさしだけかかるみたいな発言をしてしまいました。建物自体、本体もかかっておりますので、訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

あと、建物本体の補償といたしましては、先ほどの積算基準に基づきまして、約150万円ほどの補償金額として把握させていただいております。

○東委員 150万円というのは意味がよくわかりませんが、そうすると先ほどの内訳を聞いたほうがいいのか。でも、先ほどの話でいくと移転補償は3件であって、もともと当初で組んでおいて全体でありますよ。今回、図面にあるように2件分が移転補償ですよ、物件補償でしょう。それが150万円ぐらいというのは、今だって、補正分がふえた分でしょう。これだと375万4,000円になるんやないの。その150万円という数字との関係はどうなる。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 まず、説明が足りなくて申しわけございません。

郷倉に関しまして、建物の本体が先ほど説明させていただきました約150万円ぐらいで、そのほかに工作物とか動産、移転雑費なども含めまして、郷倉の物件移転補償費といたしまして、約235万円ほどが今回の積算で出ておる金額でございます。

残り、いわゆるあと1件ということで、その差額がもう1人の方の補償ということでございます。

○東委員　　そうすると、この図面で見ると黒く塗ってあるのが2つという意味で、どっちが郷倉かわからんけど、大きいほうかね、2つあるということはそういうことやね。小さいほうが郷倉ですか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　　大きいほうが郷倉でございます。

○東委員　　右側が郷倉ね。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　　右側、道路に面したほうでございます。

○東委員　　すると、先ほどの375万4,000円の235万円の差額の約140万円ぐらいが小さいほうということですね。

それで、今回のこの移転補償の関係で、具体的には先ほど土地面積としては約41%ぐらいが用地分ですよということでしたよね。その分を用地で回収すると。残地部分というのは、これはどうされるんですか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　　残地に関しましては、江南市が買う予定はございません。

○東委員　　それはお地元がそのまま持っておる土地だから、お地元が活用するという確認でよろしいですか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　　江南市として買うことはございませんので、よろしくお願いします。

○東委員　　要は、本会議で全体の社会資本整備交付金と地方債の関係で、当然足らなくなった分が今回一般財源で、繰越金で基金を取り崩して補填をしたという形で乗り切るわけでありまして、約4,000万円以上ですね、4,100万円ぐらいが基金で取り崩さないと間に合わないということでありまして。

それで、あのときは交付金そのものの性格からいくと、5年間の幅の中でやりますからと。先ほど牧野さんから質問してもらったとおりで、あの中身でよくしていきますよということでありました。

前からちょっと思っておるんですけど、これは鉄道高架の関連する事業の一環だもんですから、いよいよ平成28年度中に上り線が上に登ると、切りかえが。そういう形で、全体の交付金、国の交付金もそうでありまして、もともと鉄道高架をやる際に、予定では31年ぐらいに終わるめどにしておる

わけでありまして、ちょっと延びておるのかな、今ひよっとしてね。

それで、もともと鉄道高架関連で江南市が負担する分というのが大体49億円ぐらいを予定しておったんですね。それ以外に鉄道関連が別にあるものですから、関連事業で当初は約19億円ぐらいが要るよと言っておって、最初のうちは約69億円ぐらい、全体で江南市は要りますよねという話があって、そのときにも大体国からもらえるお金はどのぐらい、地方債は幾らぐらい入るよと。一番当初は、それ以外に当時何とか基金があって、こういうまちづくりに使える基金があって、その分から一応取り崩す、あと一般財源ですよという形で更正をして、この予定を組んだわけでありまして、それは先ほどの交付金の関係もちょっと聞いておって思ったんですけど、実際は現時点で、大体もう一定のところまで進んできましたから、もっとも全体事業は189億円、鉄道だけ言いますとね。その部分で49億円ぐらいがもともと江南市の持ち分だというふうになっていました。あとのところは県と、一部が名鉄の分でありまして、ほんの一部ですけどね。

その辺のところ、全体の割合の構成からいって、2つお聞きしたかったのは、出るかどうかは別として、現在の県と市の割合の負担が今どの程度まで来ておるかということと、市が受け持つ部分、国からもらう分、それから地方債で受け取る部分、それから一般財源で宛てがう分、それから基金で取り崩した分というのがあるわけでありまして、その部分が今どの辺まで来ておるかというのはわかりますか。

- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 江南市の負担金のベースでの割合からいきますと、平成27年度で約54%に達しております。トータル江南市負担分44億847万円の負担金ベースでの進捗率が約54%というところは今現在つかんでおります。
- 東委員 では、参考に全体の進捗率との関係で比較するとわかりやすいですね。全体でこれだけ進んでおると、江南市はこれだけ今負担していますよというのがわかればありがたい。
- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 同じ負担金ベースで、愛知県が約45%の進捗状況となっております。
- 東委員 ちょっと質問の意味が、県じゃなくて全体としてどのぐらい進ん

でおるかということによってすると比較しやすいんじゃないですかというふうに聞いたんですよ。

○委員長 出なければ、また後でということをお願いしたいと思いますので。

○藤岡委員 違うことですが、68ページ一番最後の公園等の維持管理費の草刈り委託料のところですけども、これは江南市内全体の公園の草刈り委託料の合計1,339万2,000円という、これは全体のことですかね。なので、委託先というのは1カ所なのか、それともいろんな委託先があって、その合計金額なのか、どちらでしょう。

○まちづくり課長 今回、予算計上しておりますのは、木曾川沿線の遊歩道サイクリングロードの路肩だとか、五条川沿いの尾北自然歩道に係る草刈りの分でございます。

○藤岡委員 その委託先は1カ所ですか、そうしたら。

○まちづくり課長 委託先につきましては、業者は入札で行うんですけども、今のところ1業者で考えております。

○藤岡委員 わかりました。

○まちづくり課長統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 先ほどの全体の事業費の割合でございますが、確認書……。済みません、数字が把握できていません、手を挙げてはいかんかったです。

○委員長 暫時休憩します。

午前10時51分 休 憩

午前10時54分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

東委員の質問に対して、当局より答弁を求めます。

○まちづくり課長統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 今現在の時点では、ちょっと数字が確定できておりませんので、確定した折に御答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○牧野委員 労務単価で、もう1回戻りますが、今、都市公園等維持管理事業で、草刈り委託料で出ました。これはある意味では、労務単価というのは過去5年間ぐらいでどれぐらい推移したとかということと、先ほど道路の草刈り委託事業と都市公園の草刈り委託料は多分同じだと思うんだけど、日当

は幾らぐらいで、前は幾らぐらいだったか、ちょっとそこら辺はわかりませんかね。

○まちづくり課長 申しわけありません、5年前の数字はちょっとわからないんですけども、いわゆる補正する前後では6%ほど人件費が変わっておりますので、人件費がかかるものですね。

○牧野委員 5年前はわからないから、何にしても今回6%上がったと。だけど、5年前から比べるともっと上がったかもしれませんね。わからないわね。

○まちづくり課長 全体的には上昇傾向だというふうにつかんでおりますが、ちょっとパーセントまでは把握しておりません。

○牧野委員 ということは、多分愛知県下、公園の草刈り作業の単価と江南市も一緒だと思うんだけど、道路の草刈り単価と公園の草刈り単価は一緒なものなんですか。日当幾らぐらいかというのはわかりますか。

○まちづくり課長 草刈りをするに当たりまして、いわゆる労務単価には3種類の、監督員だとか、いわゆる機械を動かす人だとか、草を集めて入れる人だとか、そういった職種が歩がかりによって構成されていますので、賃金はそのまま反映されているというものでもなくて、積算上はそういった計算をしているんですが、道路と公園の草刈りとでは作業する場所が違いますので、そういった経費の違いもございますので。

○牧野委員 そうか、安全対策があるで一概に言えないんだ。6%上がったということで、わかりました。

○委員長 この辺で質疑を終えたいと思いますので、よろしく申し上げます。
これをもって質疑を終結いたします。

生活産業部のほうから答弁の修正がございましたので、これを許します。

○生活産業部長 大変申しわけございません。

先ほどの答弁の中で、一部訂正がございましたので、よろしくお願ひいたします。

○広域ごみ処理施設建設対策室長 先ほど牧野委員さんから、道路整備において、買収のために敷地外の土地をあわせて買収する事例がありますかと質疑を受けまして、そうした事例はありますと御答弁をさせていただきました。

また、その事例をお伝えすることになっておりましたけれども、そうした事例はないことを確認いたしましたので、訂正のほうをさせていただきます。どうも申しわけございませんでした。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前10時58分 休 憩

午前10時59分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○掛布議員 ありがとうございます。では、一言で。

先ほど答弁の訂正があった件です。道路用地にかかって、それ以外の残地の部分を買取った事例がないという答弁訂正がありましたけれども、それは残地の部分を買取ってはいけないという規則、あるいは法律上のそういう定めがあったのではないかと私は思っているんですけども、そういったものは法律上、買ってはいけないというのがあるのでしょうか。そのことだけ確認をさせてください。

○広域ごみ処理施設建設対策室長 少し調べさせていただいて、また回答をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。掛布議員さんのほうに回答をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○東委員 委員会を出ておる議論だから、やらないかんでしょう、多分。委員会として出ておる議論だからね。

○委員長 暫時休憩します。

午前11時01分 休 憩

午前11時15分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局の答弁を求めます。

○広域ごみ処理施設建設対策室主幹 残地の取得があるかどうかということ、法律か何かで決められたことがあるかということについて、お答えさせていただきます。

公共用地の取得に伴う損失補償基準というのが公共用地を取得するときに定められた基準があります。その54条2項に残地の取得という項目がございます。その項目をちょっと読ませていただきますと、同一の土地所有者に

属する一団の土地の一部の取得に伴い、当該土地所有者から残地の取得を請求された場合において、次の各号の全てに該当するときはこれを取得することができるものとする。1. 当該残地がその利用価値の著しい減少等のため、従来利用していた目的に供することが著しく困難になることが認められるとき。2. 当該残地を取得しないことが土地所有者の生活再建上支障となると認められるとき。この2点が条件となります。

あと、飛び地については、その事業での土地しか買いませんので、関係ない事業の土地については買うことはございません。以上です。

○委員長 掛布議員、よろしかったですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、採決方法は先ほどお聞きしましたので、これから採決に移りたいと思います。

議案第60号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

年度調査事項等について

○委員長 続きまして、年度調査事項を協議していただきますので、資料配付のため暫時休憩といたします。

午前11時17分 休 憩

午前11時18分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今年度当委員会の調査事項、視察調査日程及び視察調査先などを決めていただきたいと思います。

なお、昨年度までの建設産業委員会の年度調査事項と視察調査先を一覧表にしてお配りしてありますので、参考にしていただきたいと思います。

まず、最初に年度調査事項を議題といたします。

御意見はございませんか。

○藤岡委員　ごみ処理施設なんですけれども、焼却という文字をどこかに。江南に、やはりリサイクルごみとか、そういうのもあるとは思いますが、焼却施設を特にやったほうがいいんじゃないかなと思うんですが。

○委員長　例えばどういう文言を入れればよろしいですか。

○藤岡委員　ごみ処理施設の「処理」を「焼却」施設にするか……。

〔「それも含まれるでいいんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○藤岡委員　含まれるか。

○委員長　別にこれで。リサイクルもごみ減量の中に入っていますので、別段はあれかなと思います。

○藤岡委員　含まれはするとはもちろん思うんですけど、特に強調したいと。

〔発言する者あり〕

○委員長　これは、なるだけ大まかなほうがよろしいかと思っておりますので。

それでは御意見もないようですので、昨年度と同じ調査事項としてやっていきたいと思っておりますけれど、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、昨年度と同じ年度調査事項ということで決定をいたしました。

ただいま決定いたしました事項を会議規則第111条の規定により、閉会中の継続調査として議長に申し出をしていきたいと思っております。

行政視察調査日程について

○委員長　続きまして、行政視察の調査日程を議題といたします。

日程案につきまして、事務局より説明をさせます。

○事務局　ほかの日程に都合上、案としましては10月11日火曜日から10月14日金曜日までと、10月24日月曜日から10月27日木曜日までの2案から、何泊

何日で実施されるのかをお決め願いたいと思います。以上です。

- 委員長　ただいまの説明による２案につきまして、御意見などございますか。

〔「後半がいいです」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　ただいま、後半がいいといった意見が出ましたけれど。

〔発言する者あり〕

- 委員長　それでは、後半という御意見が多いようですので、後半の24日から27日までと決めさせていただきたいと思いますが、何泊何日にさせていただければよろしいですか。

〔発言する者あり〕

- 委員長　２泊３日でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　わかりました。

そうしたら、10月24日から27日までの間の２泊３日で行政視察調査を実施していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

行政視察の調査先及び調査項目について

- 委員長　続きまして、行政視察の調査先及び調査項目を議題といたします。

先ほど決めていただきました当委員会の年度調査事項に基づき、御協議をお願いしたいと思います。候補地として、どこかよいところがございませうでしょうか。

〔発言する者あり〕

- 委員長　それでは、行政視察先につきましては、とりあえず今月中に事務局担当者へ視察調査先を御報告願えないでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。ない場合は正・副委員長に御一任をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、決まりましたら、また後日、御報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今年度の当委員会の研修会について

○委員長　　続きまして、今年度の当委員会の研修会を議題といたします。

研修会の日程、テーマ、講師などについて御相談したいと思います。

日程は、議会や会議、視察がないところになるかと思えます。また、講師の都合もありますので、本日はまず研修テーマについて、何か適切なテーマや講師を御存じでしたら御発言いただきたいと思えます。

といった中で、藤岡委員のほうから1点御紹介がございましたので、藤岡委員、御紹介をよろしくお願ひしたいと思えます。

○藤岡委員　　ここに、きのう江南図書館から借りてきた本なんですけれども、「ローマ法王に米を食べさせた男」という、高野誠鮮さんという、昨年ナポレオンの村というテレビ番組があったんですけど、そのモデルになった方なんですけれども、石川県の羽咋市役所の職員だったんですが、そこで限界集落だったところもよみがえらせたとか、コスモアイル羽咋をつくったとか、そういう方で、ことしの3月に定年退職されて、今は隣の富山県の氷見市役所に再任用か何かで働いているそうなんですけれども、もしそういう方に来ていただいて話を聞けたらなということで。幾らかかるかも全然わからないんですけども、まだ。ただ、公務員ではまだありますので、そんな高くないと思えますしということで、ひとつ御紹介という形です。

○委員長　　そうしますと、ただいま御紹介されました件につきまして、これは商工農とか、何に入る。

○藤岡委員　　全部入りますので。ですから、商工農も全部入りますし、町おこしだとか。

[発言する者あり]

○委員長　　そのほかにも、こういった人を呼んだらとか、いろんなテーマを持った委員の方もお見えになるかと思えますので、とりあえず藤岡委員のほうから紹介された1点につきましても参考にさせていただいて、9月の委員会の折に、この件につきましてまとめたいと思えますので、改めて9月の委員会で御相談をさせていただきたいと思えます。

市民と議会との意見交換会について

○委員長　　続きます、市民と議会との意見交換会を議題といたします。

この件につきましては、5月臨時会中に開かれました各派代表者会議におきまして、今年度は各常任委員会で、日程、開催場所、テーマなどを決定し、広報も含め、各常任委員会で責任を持って意見交換会を実施していくことと議会改革特別委員会での協議結果が報告されたところであります。

これを受けまして、本日皆様に御協議をお願いするものでございます。

最初に、テーマを議題といたします。

御意見はありますでしょうか。

○藤岡委員　　前回、第4回のところですよ、共通のテーマ、最終的にはその他ということは何でもありという形だったんですけれども、それで厚生文教は布袋ふれあい会館でやりましたが、非常にいろいろ皆さんから意見が出てよかったと思いますので、前回のような共通テーマ、または本当にテーマなしで、その他でフリートキングという形でも私はいいと思いますが、いかがでしょうか。

○古田委員　　ある程度、委員会なので、委員会に沿ったテーマのほうがいいと思うんだけど、その他で区切って、その他の御意見でというのは全般的なことでもいいと思うんだけど、委員会ごとでやるのでね、せっかく。

○委員長　　ただいま、委員会ごとでやるので、ある程度テーマを絞ってやったほうがいいのかという意見と、全てフリーで意見を交換したほうがいいのかといった2点出ましたけれど、その他。

○藤岡委員　　どうしてそのテーマと言ったかということ、もう1つちょっと大胆な提案をしたいんですけど、やる場所をやはり選挙権が18歳に下がったということも含めて……。

○委員長　　場所につきましては、後ほどまた申しますので、今はテーマの話をしていきますので。

○藤岡委員　　そのテーマにかかわってくる話だということだめですかね、一緒に言っは。

○委員長　　いいですよ。

○藤岡委員 例えば学校とか、本当に18歳に下がるので、市内にも高校がありますので、高校に出向いて行って高校の生徒とかですね。またはちょっとタイアップで江南短大に行ったりとか、そういうテーマでいくと、建設産業に関するテーマというんじゃないかと、やっぱり学生から出てくる質問ですので、いろんな話が出てくると思うので、もうテーマを設けずにやったほうがいいんじゃないかなというようなことです。

○福田委員 先ほど古田さんが言われたように、やっぱり委員会ごとにやるということを決めた以上は、ある程度、委員会のテーマに絞ってやって、今の藤岡さんが言われたことは文教のほうへそういう申し込みをして、やってくださいよというようにことをされたらいいと思いますけど。

○委員長 いろいろ意見が出ましたけれど、私の考えといたしましては、先ほど福田さんが言われましたように、委員会でやりますので、この調査事項に基づいたテーマを決めた意見交換会をやりたいと思っております。そしてまた、学校とかと言われますけれど、これは江南市民全体を相手にしておりますので、全ての皆さんが来られる、そういった場所でやりたいと思っておりますので、学校といった一部の特定な場所でやるということは考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○古田委員 それは委員長の意見であって、考えておりませんということは言っちゃいかんよ。

○委員長 私は考えておりません。

○古田委員 委員をまとめる役だから。

いい意見なんだわね。いい意見なんだけど、私たちはそういうふうを考えておらんかったんだけど、今回はあれだけど、もし次の機会にそういう対象者を若い人に向けてやるというのもすごいいい発想だと思うよ。

○委員長 それはそれとして、今は考えておりませんということで、私の意見で言わせてもらったということです。

それで、テーマについてまとめていきたいと思っておりますので、テーマは絞ったテーマでいきたいと思っておりますけれど、その点についてよろしいでしょうか。

○尾関（昭）委員 これは不謹慎かわからないですけど、ただしごみ処理場

問題を除くとか、そういうことは書けないものなんでしょうか。要するに、これだけをやっちゃうともう紛糾しちゃうって、感情論になりやすくて、この建産の意見交換会に入れたくない、入れないほうがね。

〔「何で逃げたと言われるぞ」と呼ぶ者あり〕

○尾関（昭）委員 逃げじゃないです。

○牧野委員 おもしろいんだけど、建設産業委員会でごみ問題を省くなんて書いたら、それが問題だから、やっぱりそれはちょっと僕はよくないと。本音と建前があるから、世の中。ちょっとやめたほうがいいと思うよ。

○尾関（昭）委員 済みません、そもそも論を聞きますけど、今回はもう広報とか案内の段階で委員会の名前を書いて、その委員会のテーマでやりますよということなのか、市民の方にとってみれば、とにかく意見交換会が3回あると。3回やって、ただ3分の1の議員が来て、それで意見交換会が行われると。だから、市民の方にとってみれば建設産業のメンバーなのか、厚生文教のメンバーなのか、総務なのか全然わからないというような形で行われる意見交換会なのか、本当に建設産業委員のメンバーが来るということで、そのテーマでと。それがちょっとどちらなのか。

○牧野委員 おっしゃるとおりなんだけど、建設産業委員会としてやるので、やっぱりテーマがあったほうが話がしやすいので、その他は、言ったようにその他にしておけば、治水の問題が出たら、その地元へ行けばその地元が一番困っている問題が関係なしに出てきますので、それは答えるので、その他でやって。

だって、僕は出ていないので、議会改革でそういう委員会ごとにやると決まったということは、委員会のテーマをある程度決めておいて、そうではないの。

○東委員 あえて委員会で主催をするというふうにしましたが、かといってその委員会が扱う分野だけに限るということまではやっていないですよ。だから、それは独自です。その委員会で議論をして。

例えば、今のようにそれこそ絞って、今の話でいくと、ごみ処理施設だけに絞ってやるということもやれないことはない。やろうと思えば、それはまとまればね、ここでね。逆にそれだけでやりますよというと、人が来るのか

どうかもあるけどね。

○委員長 来るか来んかはわからん。

○東委員 そこまで期待してはいないですよ。だから、何でもありというのも一つの方法なんですよ。何でもありという言い方は変ですけどね。ただ、何でもありの場合でも、何かきっかけか取っかかりがないと言いづらいでしょうね、市民の方もね。というのはある気がするんですけどね。

それで、いつも特別委員会では何でもありだけど、あえて一定、項目は上げたんですよ。こういう共通項目みたいな形では上げてきた例もあることはあるんですよ。共通テーマを上げておいて、それぞれのところでお任せしようということだったんだけど、それはだから委員会によりますよね。

○古田委員 今回の共通テーマは。

○東委員 ない、それも決めていません。それもお任せなんです。だから、例えば今の厚文なんかで、わからんですけど、全く絞って高齢者対策向けだけでやるだとか、それは委員会任せです。

だから、この場合でもそれぞれが多岐にわたりますから、扱う分野というのは。それをどういうふうにか考えるかですよ。

○古田委員 だったら、さっきの藤岡さんの若手を中心にやったって別にいいし、いい意見なんだよね。この委員会は一般市民じゃなくて、学校へ行くというの。それで、何でもお聞きする。

[発言する者あり]

○東委員 高校生の場合か。ただ、議会でこういう交換会をやりますけどと行って、学校側がちょっとどういうふうな反応を示されるかわからないけどね。ちょっとやったことがないであれだけどね、その辺のところはね。

○古田委員 犬山はやっているね、大学のところで。すごい新鮮な意見が聞けますね。高校はちょっと無理でも、大学だったら受け入れがあるかもしれない。

○東委員 うちの委員会ではないけど、子育ての関係は一緒に共同でやっていますからね、短大とはね。どっちかというとながらが扱っておる分野でどうかという、それはわからんですけどね。

[「でも、やれんことはないね」と呼ぶ者あり]

- 古田委員 一般的な話なら。なかなかいい発想は発想なんだった。今までの古い頭で考えるんじゃないで、やわらかい感覚だと私は思ったよ。
- 東委員 それはおもしろいかわからんですよ。
- 古田委員 厚生文教がそういうやわらかい感覚があるかどうかわからないもんで、私では。意外に建産にこだわらなければ、別に全体的なテーマならいいかなと。
- 牧野委員 厚生文教は森 ケイ子さんか。
- 委員長 森さんにお任せして……。
- 古田委員 それは何とも言えん。
- 東委員 地域性もあるしね。
- 古田委員 結局、今までやっていると同じような人ばかりなんだよ。だから、ターゲットを変えて、目を変えて、これからの江南市のいろんなことを考えてくれる人をターゲットにするのも1つだと思う。
- 福田委員 今まで4回やったか。それで、いろんなやり方をやったんだけど、日にちは決まっておったでしょう。別々にやったということはないでしょう。
- 古田委員 別々にやっているよ。
- 委員長 この前は土曜日と日曜日と。
- 東委員 たまたまあのときは土・日で、1日ずらしてやったね。
- 福田委員 そういったことは3人の委員長同士で今回の意見交換会はどのように進めるかという話し合いはしているかしていないか。全然していないか。
- 委員長 基本的にはやっていないです。
- 牧野委員 委員長、ちょっと話だけど、皆さんずうっと待っているけど、これはまだほかに議題があって、みんなに待ってもらっているの。そうじゃない、これは……。
- 委員長 これは委員会の中の話やでということやろう。
- 牧野委員 しょうがないか。じゃあ、もうちょっとおつき合ください。どうしよう。決めた方がいいか、今。
- 東委員 じゃあ、せめて日にちぐらいは案内をしたほうがいいかなという

のはあって、テーマまでは絞り切れなければ、まだでもしようがないですよ
ね。

○委員長　それで、お手持ちに配付されておる日程で、主な開催候補日と書
いてありますけれど、8月21日が一番最短というか、一番直近での日にちだ
そうです。それで、この8月21、27日で行おうとすると、広報的には、東委
員、あれはどういうふうだったっけ。

○東委員　だから、広報に掲載できるのが、もう今はぎりぎり8月だと思
うんだね、広報が出せるのが。そうすると8月の広報だから1日ぐらいに皆
さんにお配りして、この日にやるかなということはわかるという範囲での8
月はもう一番ぎりぎり。これより早まるのはちょっと無理だというのがあっ
て、7月だとちょっと無理だという。だから、8月以降、11月でもいいんだ
わ。

○委員長　ということは、11月5日か6日にさせていただきたいかなと思っ
ておりますけれど、5日、6日、一応2日間、こうやって書いてありますけ
れど、とりあえずというわけではありませんけれど、どちらにさせていただ
いたほうがよろしいでしょうか。

○牧野委員　私はどちらでもいいので、委員長一任でいいですけど。

○委員長　どちらでもよろしいですか。

○古田委員　市の行事はないんでしょう。

○委員長　市の行事は一応外した日にちがこれになっていますので。それじ
ゃあ会場の都合ということもありますので、5日か6日でとらせていただく
ということで、日程は決めさせてもらいます。

それとあと、できましたら、その会場の日程ということになりますので、
会場は決めていきたいと思っておりますけれど、主な開催候補会場というこ
とで、今その日程の下に書いてありますすいとぴあ江南、市民体育館、市民
文化会館、宮田地区学習等供用施設、中央コミュニティ・センター、布袋ふ
れあい開館、基本的にはこの6つで、この他でも別段、とれる場所があれば
結構かと思っておりますけれど、この6つ以外でも結構ですけれど、どこか候補地、
ここがいいということがありましたら。

○牧野委員　私はどこでもいいから、委員長にお任せでいいですけど。

○福田委員 私もどこでも。

○委員長 いいですか。

○古田委員 行事の関係もあるから。

○委員長 布袋ふれあい会館か市民文化会館か、どちらかでとらせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 そうしたら、この2カ所を当たってみて、11月5日、6日で両方日にちを当たってみて、とれました日に決定をさせていただきたいと思いますが、時間的には午前のほうがよろしいですか、夕方がよろしいですか。その辺のこともありますので、会場を押さえるについて。

○東委員 日曜日なら午前でしょうね。

○牧野委員 主婦が出やすいのは2時くらいか。でも、わからんよね。

○東委員 ただ、我々がよく考えるのは、日曜日は午後だと1日潰れる可能性が出てくるんですよね、それを予定しておくとする人が。だもんで、寄せるなら午前に寄せるか、夕方に寄せるかということなんですよね。

○尾関（昭）委員 もしかしたら、11月6日の日曜日に市民文化会館で8020、9010、歯の表彰が。違いますかね、午前中に。

○東委員 表彰があるということは、そうしたらフェスティバルがある日か。健康フェスティバルがあるということか。

〔発言する者あり〕

○委員長 ただ、布袋のふれあい会館ですと終日あいているということをつかんでおりますけれど。

○古田委員 市民文化会館はあいていない。両方ともあいていない。

〔「両方とも」と呼ぶ者あり〕

○東委員 もう詰まっておるのか。

○委員長 ということは、布袋ふれあい会館ということで、今聞きましたらそういうことを言われますので、布袋ふれあい会館でお願いしたいと思えます。

あと時間と日にちは、5日、6日、両方とれるということでございますので、日にちも決めていきたいと思いますが、日曜日がよろしいですか、

土曜日がよろしいですか。

〔「まち歩き何とかがあれへんか」と呼ぶ者あり〕

○牧野委員 11月6日はまち歩きだ。やれんわ。

○東委員 6日、一日だったっけ。じゃあ5日か。いろいろあるな。

○委員長 それでは、11月5日はよかったですか、土曜日、ふれあい会館。

〔「弁論大会を抜いたところでは、今はあいている」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、11月5日土曜日。

〔発言する者あり〕

○古田委員 弁論大会は小ホールでしょう。それなら市民文化会館はあいているがね、第1会議室は。

○事務局 全館、全部終日押さえてある。第1、第2と美術工芸室のあき状況を聞いてあるんですけども、丸2日間、全て終日押さえてある。

○古田委員 横田教育弁論大会は何時から何時までですか。

○事務局 ちょっと今は把握をしていないです。

○都市整備部長 正式なスタートは12時45分だけど、あの前に何かある。12時45分スタートで、暗くなるので早く帰してやらないかんで、3時間ぐらいで暗くなる前に。

○委員長 そうしたら午前中ですね。

11月5日土曜日の午前中ということで、布袋ふれあい会館をとらせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○古田委員 布袋ふれあい会館って、駐車場はちなみにどのぐらいありますか。

〔「五十二、三」と呼ぶ者あり〕

○委員長 詳しい時間等につきましては、9月の委員会でまた発表させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

本当に長い間、午前中いっぱいかかってしまいましたけれども、まことに申しわけございませんでした。

以上で建設産業委員会を閉会いたします。

午前11時50分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 稲山明敏